行田市体育施設等 指定管理者募集要綱

[令和4年7月]

行 田 市 行田市教育委員会

目 次

	1	指定管理者の	券集に	つし	17	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	2	施設名称・・		•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	3	指定の期間・		•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	4	資格要件・・		•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	5	管理の基準等		•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	6	指定管理料	(参考智	頁)			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	7	選定基準・・		•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	8	応募申請手続	き・・	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
	9	指定管理者指	定まで	のも	たれ だれ かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
1	0	指定管理者指	定後の	手糸	売き		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
1	1	スケジュール		•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
1	2	連絡先・・・		•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
1	3	資料 (利用)	犬況、個	を 繕	料、	減2	免状	さむ	₹,	光熱	熟ス	と 費	3 4	È)	•	•	•	•	•	•	1	1
		様式1	指定管									•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
		様式2	申請者	団化	体の	概要	Ę. •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
		様式2-2	グルー	プヤ	構成	員卢	引訳	表	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
		様式3	申請に	係	る誓	約書	.	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
		様式4	事業計	画	書•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
		様式5	収支計	画	書	(総	括)	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
		様式5-2	収支計	画	書	(年	度另	11)	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
		様式6	自主事	業記	計画	書・	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
		様式7	募集に	係	る質	問書	<u></u>	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
		様式8	辞退届	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
		様式9	指定管	理る	者指	定例	1	者	選:	考紀	果	:通	知	書	•	•	•	•	•	•	2	7
		様式10	指定管	理者	者指	定等	達通	知	書		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
		様式11	指定管	理る	者事	業報	是告	書	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
		様式12	指定管	理る	者指	定取	対消	等	通:	知書	<u>+</u> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0

1 指定管理者の募集について

行田市及び行田市教育委員会(以下、「市等」という。)では、行田市体育施設及び行田市総合公園等(以下、「体育施設等」という。)について、民間事業者が持つ技術力や人材、経営手法などのノウハウを幅広く活用し、その柔軟な発想に基づく管理運営、自主事業の展開等により利用者サービスの向上を図り、より多くの市民がスポーツに親しめる環境を整備し、市民の健康増進、体力向上を推進するなど、施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することを目的として、地方自治法第244条の2に基づく指定管理者の候補者を募集するものです。なお、詳細については、行田市体育施設指定管理業務仕様書及び行田市総合公園等指定管理業務仕様書をご参照ください。

2 体育施設等の施設名称

- (1) 行田市体育施設
 - ① 総合体育館
 - ② 総合公園野球場
 - ③ 総合公園庭球場
 - ④ 総合公園弓道場
 - ⑤ 総合公園自由広場
 - ⑥ 総合公園第2自由広場
 - ⑦ 総合公園多目的広場
 - ⑧ 富士見公園野球場
 - ⑨ 富士見公園庭球場
 - ⑩ 市民プール
 - ⑪ 門井球場
 - 迎 下須戸運動場
- (2) 行田市総合公園等
 - ① 行田市総合公園
 - ② 富士見公園

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

4 資格要件

次のいずれかに該当する団体は、申請を行うことができません。

- (1)地方自治法施行令第167条の4(第167条の11第1項において準用する場合を含む)の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人その他の団体
- (2) 行田市から指名停止措置を受けている法人その他の団体
- (3)納付すべき国税及び地方税等を滞納している法人その他の団体
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第22 5号)に基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定があった法人
- (5) 法人その他の団体の役員に、次のいずれかに該当する者が含まれているもの
 - ①破産者で復権を得ない者
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな くなるまでの間の者
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員(暴

力団の構成団体の構成員を含む。) もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者

※後日、上記のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、指定を取り消すことがあります。

5 管理の基準等

- (1) 指定管理者が行う業務内容
 - ① 体育施設等の利用を通じたスポーツ振興に関する業務
 - ② 体育施設等の利用の許可に関する業務
 - ③ 利用に係る料金の収受に関する業務
 - ④ 体育施設等(設備及び物品を含む)の維持管理に関する業務
 - ⑤ 管理にあたっての準備行為や清算行為等の引継ぎ業務
 - ⑥ 災害時の協力(施設の使用、機械設備の使用等について協力していただく場合があります)
 - ⑦ 体育協会等加盟団体支援業務
 - ⑧ 生涯スポーツ推進事業 (委託事業)
 - ⑨ その他、市長及び教育委員会(以下、「市長等」という。)が定める業務 ※業務の詳細は、仕様書のとおりとします。

(2) 管理の基準

- ① 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に運営を行うこと。
- ② 施設の維持管理を適切に行うこと。
- ③ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- ※管理の基準が遵守されていない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(3) 休館日

行田市体育施設設置及び管理条例に定める休館日、行田市都市公園条例に定める 休館日は、次のとおりです。また、同条例により、指定管理者は市長等の承認を得て 休館日や利用時間を変更することができます。

- ① 毎月第2及び第4月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)。ただし、市民プールについては7月及び8月を除く。
- ② 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - ※総合公園管理事務所の休館日は12月29日から翌年の1月3日までのみとなります。

(4) 利用料金の設定

施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。施設の利用料金については、 行田市体育施設設置及び管理条例第22条及び行田市都市公園条例40条の規定に 基づき指定管理者が市長等の承認を得て設定することができます。

なお、利用料金は「行田市障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」及び同施行規則により減免されるほか、「行田市体育施設設置及び管理条例」及び同施行規則、「行田市都市公園条例」及び同施行規則に基づく減免規定を適用していただきます。利用料金の減収分については、市長等が支払う指定管理料に含まれており、別途補てんは行いません。また、減免の適用について、例規で明記されていない場合や疑義のある場合は、市長等の承認を得て対応してください。

(5) 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的に合致する場合において、自主事業を実施することができます。

自主事業の実施により収入を得た場合は、その収入は指定管理者に帰属します。なお、実施に要する経費は指定管理料には含まれないものとします。

また、自主事業を実施する場合は、事前に事業計画書を作成し、市長等と協議のうえ、承認を受けるものとします。

(6) 指定管理者と市等の役割分担

指定管理者と市等の役割分担は、原則として次のとおりとします。

内 容	市等	指定管理者
施設(清掃、植栽管理等を含む。)の維持管理		0
施設(設備、備品を含む。)の保守点検		0
安全衛生管理		0
事故、火災等による施設の損傷の回復	0	△(自己の責に帰すべ
		き事由による場合)
施設利用者の被災に対する対応	0	○ (現場対応)
取得した個人情報の漏えい等の対応		0
市有施設の火災共済保険加入	0	
市有施設の賠償責任保険加入		0
市有体育施設の傷害保険	0	

※その他の指定管理者の役割

- ① 施設及び設備等の小規模な修繕については、指定管理者の業務とします。
- ② 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、体育施設等を常に良好な状態に管理する義務を負います。
- ③ 指定管理者は、施設利用者の被災に対し現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い速やかに市等に報告しなければなりません。

(7) 関係法令の遵守

指定管理業務の実施に当たっては、以下の関係法令について遵守してください。

- ① 地方自治法及び同法施行令
- ② 都市公園法及び同法施行令
- ③ 行田市体育施設設置及び管理条例及び同施行規則
- ④ 行田市都市公園条例及び同施行規則
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律
- ⑥ 行田市個人情報保護条例
- ⑦ 労働基準法等労働関係法令
- ⑧ 消防法及び水道法、その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑨ その他関係法令

(8) リスク分担

リスク分担は、次のとおりとします。

リスク	-t-	負担	旦者
項目	内 容	市等	指定管理者
関係書類	募集要綱等、市等が作成した書類の内容に関するもの	0	
の誤り	企画書等、指定管理者が作成した書類に関するもの		0
法令変更等	管理運営業務に関係する法令の新設や変更によるもの	協議に	こよる
タンかは表れ	物価変動、金利変動による経費の増加		0
経済情勢	上記のうち、一定範囲を超えるもの	協議し	こよる
期間中途	市等の事情によるもの	0	
での指定 取消	指定管理者の破産または事業放棄等によるもの		0
需要変動等	近隣施設との競合や気象状況などにより、当初の需要 見込みと異なる状況によるもの		0
事業変更等	政治・行政的理由から、施設管理及び業務内容の変更 を余儀なくされた場合の経費の増加	0	
44 =n. ±4	経年劣化及び第三者の行為によるもので、協定に定め た額を超えるもの (大規模なもの)	0	
施設・整備・備品等	経年劣化及び第三者の行為によるもので、協定に定め た額以下のもの (小規模なもの)		0
の損傷等	管理上の瑕疵による損傷等		0
	施設の構造上の瑕疵による損傷等	0	
業務不履行	指定管理者による協定書等の内容の不履行		0
	管理上の瑕疵等による臨時休館		0
臨時休館	施設、設備等の不備や施設改修等による臨時休館	0	
セキュリティ	管理上の瑕疵による情報漏洩や犯罪発生等		0
第三者へ	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害 を与えた場合		0
の賠償	上記以外の場合	0	
住民・利用 者対応	管理業務、自主事業等に対する地域、住民、利用者等 からの要望及び苦情等への対応		0
天災等	天災及び暴動等による履行不能	協議り	<u> </u>
現状復帰	指定管理期間の終了または指定管理者の責めに帰すべき事由による指定取消しの場合の現状復帰等の費用		0

(9) その他の条件

① 包括再委託の禁止

指定管理業務の実施にあたり、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。

ただし、清掃や警備等の個々の業務については、あらかじめ市長等の承認を得た上で、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

② 施設の優先利用

市等の事務事業(選挙含む)が行われるときは、市等の優先的利用ができるよう 便宜を図ること。また、災害時や感染症対策等により利用が制限される場合は、速 やかに対応すること。

6 指定管理料(参考額)

行田市体育施設 138,621,000円/年 (参考額)

行田市総合公園等 48,553,000円/年 (参考額)

前述の参考額は、令和4年度予算に基づくものであり、来年度以降において同額の予算措置を保証するものではありません。

市等は指定管理業務に要する経費として、毎年度予算の範囲内において指定管理料を 支払います。指定管理料は、上記の額を参考とし、収支計画書において提案してくださ い。

なお、指定管理料の具体的な額や支払い時期、方法等は、協議の上、協定で定めます。 また、収支が赤字となった場合でも、原則として市等からの補てんは行いません。

7 選定基準

提出された事業計画書等の書類及びプレゼンテーション等により、各申請者の申請内容について評価を行い、最も得点の高い者を指定管理者候補者に選定します。その評価の基準は以下のとおりです。

(1) 提案内容と提案価格の配点(180点満点)

提案内容: 120点 提案価格: 60点

(2) 提案価格に対する評価

提案価格の評価については以下のとおりとします。

- ・価格点=価格点配点(60点)×応募者の中の最低提案金額/当該応募者の提案金額
- ・最終価格点=価格点×価格点に乗じる係数

【価格点に乗じる係数】

参考額に対する提案価格の比率	価格点に乗じる係数
80%以下	1. 00
80%超~85%以下	0.95
85%超~90%以下	0.90
90%超~95%以下	0.85
95%超~100%以下	0.80
100%超	0.50

- ※1 提案価格は、行田市体育施設分と行田市総合公園等分の合計価格で、指定管理料5年間分の平均価格(千円未満切捨て。)です。
- ※2 配点の小数点以下は切捨てとします。

(3) 提案内容の評価基準

) 1Œ	案内存の計価基準	ポイント・考え方	配点
1	基本事項		
1)	施設の設置目的達成・ 基本方針	・ 施設の設置目的を達成し、円滑な管理運営が図れているか。・ 市等の代表施設としての事業方針となっているか。	8
2	実施体制	 管理責任者や管理体制が明示されているか。(共同企業体を形成する場合、各団体の役割分担と責任の所在を含む。) 職員の経験や実績は充分か。 配置する人数は適切であるか。 業務の継続性、サービスの安定性の確保に関する提案は適切か。 	1 6
2	業務の実施内容		
3	利用者サービスの向上	・ 平等利用の確保に問題がないか。・ 利用者サービス向上に関する取組みは適切か。・ 利用者意見の吸い上げやその反映手法(要望や苦情受付方策とその対応等)は適切か。・ 職員の業務に関する知識習得や接遇向上に係る取組みは充分か。	1 6
4	自主事業の内容 (加算項目)	・ 施設の設置目的と乖離せず、かつ創意工夫に満ちた企画となっているか。・ 広報やPRの方法は充分か。・ 魅力ある独自の事業提案をしているか。	1 6
5	収支計画の適正性	適切な収支計画であるか。具体的な経費縮減のための提案がされており、実現可能であるか。利用料金等の収入が収支計画を上回った場合の提案がされているか。	1 2
3	安定して管理運営を行う	能力	
6	経営基盤の安定性	・ 経営が安定しており、施設の管理を継続的、安定的に 行う能力を有しているか。	4
7	法令等の遵守	・ 個人情報等の取扱い(ルールやマニュアルの整備など) は適切か。・ 漏えいした場合の具体的な対応方法に問題はないか。・ 職員の雇用や労働条件等(労働時間や健康管理を含む) は適切か。	1 2
8	緊急時の対応	防犯面や緊急事態に対しての備え(マニュアル整備など)は適切か。事故発生時の具体的な対応方法は適切か。	8
9	市等との連絡調整	・ 市等との連絡体制は適切か。・ 市等への定期的な報告や自己評価の方法、頻度、内容等は適切か。	8

4	その他		
10	地域等への配慮	・ 出店や委託、修繕等において、地元企業や団体に対する配慮は充分か。・ スポーツ関係団体等との連携をどのように考えているか。	8
(1)	その他	・ 本提案に対しての熱意が感じられるか。・ 特出した独自の事業提案がされているか。・ 総合的に適合しているか。	1 2

8 応募申請手続き

申請に当たっての提出書類や、提出期限、提出先等は、以下のとおりです。

- (1)申請の方法
 - ① 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を教育委員会に提出してください。なお、教育 委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (ア) 指定管理者指定申請書(様式1)
- (イ) 申請者団体の概要(様式2)
- (ウ) グループ構成員内訳表 (様式2-2・グループ応募の場合のみ)
- (エ) 申請に係る誓約書(様式3)
- (才) 事業計画書(様式4)
- (カ) 収支計画書(総括)(様式5)
- (キ) 収支計画書(年度別)(様式5-2)
- (ク) 自主事業計画書(様式6)
- (ケ) 定款及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、会則その他これに類するもの)
- (コ) 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録
- (サ) 直前の事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (シ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ※ グループ応募の場合は、(エ)、(ケ) ~ (シ) は全ての構成員について提出してください。
- ② 提出部数

正本1部、副本11部を提出してください。なお、副本分は写し(コピー)で 構いません。

③ 提出方法

申請書類は、持参又は郵送で提出してください。

④ 提出先

行田市教育委員会 教育部 生涯学習スポーツ課 〒361-0052 埼玉県行田市本丸2-20

⑤ 受付期間

令和4年9月5日(月)から令和4年9月16日(金)までの、午前8時30分から午後5時15分までとします。郵送の場合は、原則として書留とし、9月16日必着とします。

⑥ その他

申請は、一申請者につき一提案に限るものとし、複数の提案はできません。 また、受付期間終了後は、その内容を変更することはできません。

(2) 質問事項の受付

対象施設及び本要項等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

- ① 受付期限 令和4年8月12日(金)午後5時15分まで
- ② 質問方法

募集に係る質問書(様式7)に必要事項を記入し、電子メールまたはFAXで提出してください。電話等、口頭による質問は受け付けません。

【メール】shou-spo@city.gyoda.lg.jp

[FAX] 048-556-0770

③ 回答方法

いただいた全ての質問及び回答は、市ホームページ (https://www.city.gyoda.lg.jp) に、質問者名を伏せた上で、9月2日(金)15時頃を目途に公表します。

(3) 説明会

説明会を次のとおり開催します。参加希望者は、令和4年7月29日(金)までに、 参加人数(1団体2人まで)を、担当までご連絡ください。

- ① 開催日時 令和4年8月1日(月)13時30分から
- ② 場所 総合体育館研修室
- (4) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、市は事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。また、提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

(5)費用の負担

申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。

(6) 情報公開条例に基づく開示請求

提出された申請書類は、行田市情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。(原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く。)

(7) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式8)を提出してください。

9 指定管理者指定までの流れ

- (1) 指定管理者候補者の選定
 - ①選定の手順

指定管理者候補者の選定に当たっては、提出された申請書等を基にプレゼンテーションを行っていただきます。それらの内容を選定委員会が審査し、最も得点の高い申請者を指定管理者候補者に選定します。

②選定委員会

審査は、施設所管課及び庁内関係部署の市職員で組織する選定委員会が、審査基準に基づいて行います。開催日時等は、以下のとおりです。

【開催日時】 令和4年9月下旬を予定しています。

(日時、場所の詳細については後日お知らせします。)

【注意事項】

- ・指定管理者に指定された際に責任者となる予定の方は、必ず出席してください。
- ・プレゼンテーションは1団体当たり20分以内、質疑応答は10分程度とします。
- ・プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは市等で用意します。申請者は、HDMI端子(タイプA)のあるパソコンを用意してください。

③選定結果

選定の結果は、申請者全員に文書で通知します。また、各申請者の評価結果は、 指定管理者の指定後に、市ホームページで公表します。ただし、指定管理者に指定 される者以外の者(次点以下の者)は、団体名を伏せて公表します。

4)その他

申請者が多数の場合、事前審査として書類審査を実施し、プレゼンテーションに 参加する団体数を制限させていただく場合があります。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者候補者は、行田市議会12月定例会での議決を経て、指定管理者として指定されます。指定後はその旨を文書で通知するとともに、告示により広く周知します。なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故等があり、候補者としての資格要件を失った時は、候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、審査において次点となった者を、指定管理者として指定します。

10 指定管理者指定後の手続き

(1) 基本協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理料、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と市等の間で協議の上、協定を締結するものとします。

(2) 引継ぎ等準備行為の実施

指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、市長等(または前管理者)から事務を引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。

なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、それぞれの負担とします。

また、利用料金は、利用者が施設を利用した日の管理者に帰属しますので、管理者が 交代する日の前後に納付された利用料金は、利用日を基準に整理し、前管理者と新管理 者との間で清算することとします。

(3) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ①指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと 認められるとき。
- ②申請書類等に虚偽の記載があったと認められるとき。
- ③著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11 スケジュール

公募開始から指定管理業務の開始までの、全体スケジュールは以下のとおりです。

年 月 日	内 容
令和4年 7月25日(水)	公募開始
8月 1日 (月)	説明会
8月12日(金)まで	質問事項の受付期限
9月 2日(金)	質問及び回答の公表
9月16日(金)まで	申請書受付期限
9月 下旬	選定委員会(プレゼンテーション・ヒアリング)
10月 上旬	選定結果通知
1 2月	指定管理者指定議案の議決(市議会)
令和5年 1月 上旬	指定管理者の指定通知及び告示
2月 下旬	基本協定の締結
4月 1日(土)	指定管理業務の開始

12 連絡先

○行田市体育施設に関すること

〒361-0052 埼玉県行田市本丸2-20

行田市教育委員会 教育部 生涯学習スポーツ課

TEL 048-556-8336

FAX 048-556-0770

メール shou-spo@city.gyoda.lg.jp

○行田市総合公園等に関すること

〒361-0052 埼玉県行田市本丸2-20

行田市 都市整備部 都市計画課

TEL 048-556-1111 (内線5604)

FAX 048-553-4544

メール toshi@city.gyoda.lg.jp

13 資料

行田市体育施設利用状況

tr =0. 42		令和	 元年度		2 年度	令和3年度		
施設名		利用人数	料金収入	利用人数	料金収入	利用人数	料金収入	
	1 / N 7 H - T	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	
	メインアリーナ	78, 268				59, 682		
	サブアリーナ	20, 668	1, 873, 310		819, 350		525, 550	
	ランニングコース	55	9, 850	55	8, 900	74	15, 400	
	卓球室	13, 913	1, 899, 200	7, 519	1, 082, 400	10, 978	1, 375, 450	
	剣道場	14, 059	627, 760	11, 758		18, 176	823, 090	
総合体育館	柔道場	17, 001	650, 940	8, 906	361, 480	16, 276	596, 590	
	トレーニング室	26, 907	11, 707, 980	12, 582	5, 755, 490	15, 175	7, 024, 100	
	会議室	4, 473	146, 200	2, 102	96, 200	3, 056	100, 900	
	研修室	15, 666	346, 800	8, 125	145, 600	11, 801	282, 200	
	放送設備・電光掲示板	-	120, 750	-	35, 750	-	102, 750	
	急速充電器	9	4, 500	17	8, 500	23	11, 500	
	総合体育館計	191, 019	23, 333, 340	106, 798	12, 503, 310	141, 949	16, 646, 080	
	会議室・談話室	800	8, 900	67	3, 900	199	4, 400	
	温水プール	35, 310	2, 290, 790	13, 391	887, 240	25, 639	2, 111, 830	
市民プール	夏期プール	10, 640	798, 150	1, 875	190, 540	7, 315	664, 070	
	ロッカー料金	_	359, 350	_	87, 350	-	282, 800	
	市民プール計	46, 750	3, 457, 190	15, 333	1, 169, 030	33, 153	3, 063, 100	
	総合公園野球場	9, 479	635, 540	7, 698	646, 760	10, 540	642, 730	
	総合公園野球場スコアボード	_	80, 250	_	87, 750	-	95, 250	
	総合公園庭球場	21, 892	3, 858, 720	18, 805	3, 558, 250	21, 554	4, 549, 320	
	総合公園庭球場照明	-	892, 600	-	765, 000	ı	813, 200	
	総合公園弓道場	4, 276	606, 840	3, 168	539, 620	4, 246	641, 970	
	総合公園自由広場	23, 803	-	15, 574	_	19, 816	-	
その他	総合公園多目的広場	10, 905	-	5, 824	_	7, 725	-	
ての他	総合公園第2自由広場	8, 057	-	6, 266	-	12, 706	-	
	門井球場	3, 560	268, 690	2, 537	246, 570	3, 180	376, 360	
	富士見公園野球場	5, 828	231, 000	4, 713	216, 600	7, 561	293, 850	
	富士見公園野球場照明	-	99, 300	-	134, 570	-	130, 030	
	富士見公園庭球場	8, 485	290, 680	2, 984	146, 930	8, 655	596, 400	
	下須戸運動場	7, 972	-	7, 126	-	8, 313	_	
	その他計	104, 257	6, 963, 620	74, 695	6, 342, 050	104, 296	8, 139, 110	
入場		-	2, 100, 000	-	0	-	0	
	還付金	-	-316, 050	-	-206, 550	-	-154, 183	
	合計	342, 026	35, 538, 100	196, 826	19, 807, 840	279, 398	27, 694, 107	

行田市体育施設修繕料

(単位:円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定管理者実施分	5, 088, 314	2, 561, 543	2, 487, 523
教育委員会実施分	3, 429, 260	3, 362, 920	3, 676, 750
計	8, 517, 574	5, 924, 463	6, 164, 273

行田市体育施設減免状況

(単位:件)

利田中達外券	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用申請件数	16, 958	12, 571	16, 986
うち、減免件数	6, 183	5, 602	6, 374

(単位:円)

料金収入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(減免適用後の額)	35, 538, 100	19, 807, 840	27, 694, 107
うち、減免額	7, 568, 300	6, 388, 280	7, 532, 900

※減免件数及び減免額には、市及び教育委員会の利用分は含まれておりません。

行田市体育施設光熱水費及び燃料費

【電気】

施設	区分(単位)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総合体育館	使用量(kWh)	404, 062	452, 003	536, 475
	料 金(円)	8, 278, 151	8, 045, 535	10, 854, 575
総合体育館	使用量(kWh)	867	758	858
急速充電器	料 金(円)	238, 228	220, 833	232, 857
市民プール	使用量(kWh)	126, 447	95, 718	114, 533
印氏ノール	料 金(円)	3, 205, 463	2, 278, 094	2, 537, 954
門井球場	使用量(kWh)	1, 625	1, 359	1, 240
	料 金(円)	45, 779	37, 292	36, 901
料金	計	11, 767, 621	10, 581, 754	13, 662, 287

【水道】

施設	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総合体育館	使用量(㎡)	4, 586	2, 340	2, 756
松白体月貼	料 金(円)	1, 695, 382	881, 093	1, 110, 630
市民プール	使用量(㎡) ※下水分含む	10, 415	3, 264	9, 869
	料 金(円)	2, 348, 506	799, 157	2, 269, 960
門井球場	使用量(㎡)	112	81	113
一门开环场	料 金(円)	40, 023	66, 412	159, 295
料金	計	4, 083, 911	1, 746, 662	3, 539, 885

【ガス】

施設	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
《 人 八 国 広 は 相	使用量(㎡)	44. 4	2. 6	13. 8
総合公園庭球場	料 金(円)	44, 315	22, 461	27, 918
<i>₩</i> ∧ ∧ 🖂 🖾 τ <u>+</u> 18	使用量(㎡)	6.8	1. 7	0. 9
総合公園野球場	料 金 (円)	24, 027	21, 997	21, 253
料金	計	68, 342	44, 458	49, 171

【A重油】

施設	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総合体育館	使用量(ℓ)	36, 000	30, 000	24, 000
	料 金(円)	2, 794, 656	1, 766, 160	2, 039, 400
+	使用量(ℓ)	40, 000	32, 000	56, 000
市民プール	料 金(円)	3, 077, 880	1, 961, 520	4, 866, 400
料金	計	5, 872, 536	3, 727, 680	6, 905, 800

公園施設修繕料

単位:円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定管理者実施分	1,366,970	1,356,894	886,534
市実施分	1,015,300	0	0
計	2, 382, 270	1, 356, 894	886, 534

公園施設電気料

単位:円

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
総合公園	kWh	174,577	164,120	175,010
	円	3,670,313	3,130,950	3,732,032
富士見公園	kWh	16,014	16,419	17,620
田上兄厶图 	円	579,124	663,878	694,567

公園施設水道代

単位:円

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
総合公園	m²	2,985	2,761	3,171
心口公图	円	1,034,877	1,055,006	1,368,472
富士見公園	m²	119	83	180
田工兄五國	円	40,799	85,866	169,284

公園施設燃料費

単位:円

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
総合公園	В	192,068	234,786	188,357
富士見公園		192,000	234,760	100,337

指定管理者指定申請書

年 月 日

行田市長 (行田市教育委員会)

[申請者]所在地団体名代表者電話番号

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 指定管理者として指定を受けようとする施設の名称
- 2 添付書類

申請者団体の概要

団体	名				
<u> </u>	~н				
代 表 者	名				
団 体 所 在	地				
設 立 年	月				
電 話 番	号				
F A X 番	号				
Е — М а і	1				
資本金又は基本 産	財			千円	
社員 (職員)	数			人	
	·	類似	施設の運営実績		
施設名	Ē		主な業務内容	運営期間	
				年	月から
				年	月まで
				年	目から
				年	月まで
				年	月から
				年	月まで
				年	月から
				年	月まで
				年	月から
				年	月まで
備考					

[※] 共同体など、2以上の団体で構成するグループで申請する場合は、グループ分に加えて、全ての構成員についてそれぞれ本様式を作成すること。

グループ構成員内訳表

グループ名

構成員1(代表となる団体)	
主たる事務所の所在地	
団体の名外	
代表者氏名	
//*	
連絡先(電話番号)	
構成員 2	
主たる事務所の所在地	
日 Lt. 425日 43.	
代表者氏名	
連絡先(電話番号)	
構成員 3	
主たる事務所の所在地	
可体の有例	
代表者氏名	
連絡先(電話番号)	
※ グループの規約等を添付すること。(案も可)	

申請に係る誓約書

年 月 日

行田市長 (行田市教育委員会)

> [申請者] 所在地 団体名 代表者 電話番号

印

行田市体育施設等に係る指定管理者の指定申請を行うにあたり、下記の事項は真実 に相違ありません。また、説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。

記

- 1 次の事項のいずれにも該当しません。
- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む)に該当しているもの
- (2) 国税及び地方税について滞納があるもの
- (3) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消されたことがあるもの
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく更正手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定があったもの
- (5) 法人その他の団体の役員に、次のいずれかに該当する者が含まれているもの ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな くなるまでの間の者
 - ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 に規定する暴力団員又はその利益となる活動を行う者
- 2 提出した全ての申請書類等について、虚偽はありません。

事業計画書

		<u> </u>	<u>拖設名</u>	
基本事項 施設の設置	目的達成・基本力	方針		
実施体制				
^美	雇用形態	業務内容	資格・経験年数等	備考
_				
	+			
<u> </u>	<u> </u>	ナゼハユ /	<u> </u> - 「雇用予定」と記載す	 -ファ l、
(共同企業作	本を形成する場合	,		
(共同企業化	本を形成する場合	<u>;</u>		
(共同企業6	本を形成する場合	<u>;</u>		
(共同企業化	本を形成する場合	<u>;</u>		
(共同企業体	本を形成する場合	<u>;</u>		
		<u>;</u>		
(共同企業化 業務の実施に 利用者サー	内容	})		
業務の実施に	内容	})		
業務の実施に	内容	\ \(\)		
業務の実施	内容	à)		

(4	自主事業の内容
Œ	シ 収支計画の適正性
3	安定して管理運営を行う能力
(②経営基盤の安定性 「
C	⑦法令等の遵守 「
(8	緊急時の対応 「
(①市との連絡調整

4	その他
(1	の地域等への配慮 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1	Dその他

5 指定管理料についての提案

年 度 指2		指定管理料(提案額)	左記金額の内訳		備	考
令和	年度	円	体育施設分	円		
77 114	干及	H	公 園 分	円		
令和	年度	円	体育施設分	円		
11 시1	十及	Π	公 園 分	円		
令和	年度	円	体育施設分	円		
ገገ ለከ	十及	Г	公 園 分	円		
令和	年度	円	体育施設分	円		
ገገ ለከ	十及	Г	公 園 分	円		
令和	年度	円	体育施設分	円		
1 7 和 年月	十及	平及 円	公 園 分	円		

[※] 様式第5号(収支計画書)の数値と整合すること。

収支計画書 (総括)

(単位:千円)

	I		I	T	I	(— 1 —	: 下門)
	費目	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	備考
	指定管理料						
	利用料金収入						
収							
入							
	自主財源						
	収入合計						
	人件費(常勤)						
	•						
	人件費(他)						
	•						
支	・ 施設管理費						
	•						
	•						
出							
Щ	事業費						
	•						
	•						
	支出合計						

[※] 費目は必要に応じて加除修正すること。

収支計画書(年度別)

令和 年度

(単位:千円)

	費目	金額	内訳・根拠等
	指定管理料		
	利用料金収入		
収			
入			
	自主財源		
	収入合計		
	人件費 (常勤)		
	•		
	•		
	人件費(他) •		
	•		
支			
	施設管理費		
	•		
	•		
出	去业中		
	事業費		
	•		
	•		
	支出合計		

※ 費目は必要に応じて加除修正すること。

自主事業計画書

自主事業名				
目 的				
年間実施回	数	対象者数など		1人当たりの参加費など
		内容・収支など	•	

募集に係る質問書

年 月 日

行田市長

(行田市教育委員会)

[申請者] 所在地 団体名 代表者 電話番号

印

1 施設名

2 質問内容

辞 退 届

年 月 日

行田市長

(行田市教育委員会)

[申請者] 所在地 団体名 代表者

印

電話番号

令和 年 月 日付けで下記の施設の指定管理者指定申請書を提出しましたが、辞退します。

(施設の名称)

行田市体育施設等指定管理者指定候補者選考結果通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

行田市長 印 (行田市教育委員会 印)

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の指定に係る指定候補者の選 考結果について、次のとおり通知します。

1 選考結果

- □ 指定管理者指定候補者に選考されました。
- □ 指定管理者指定候補者に選考されませんでした。

理由

2 備 考

行田市体育施設等指定管理者指定等通知書

第号年月

様

行田市長 印 (行田市教育委員会 印)

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の指定について、次のとおり 決定しましたので通知します。

- 1 决定区分
 - □ 指定管理者に指定します。
 - □ 指定管理者に指定しません。 理 由
- 2 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 備 考

行田市体育施設等指定管理者事業報告書

年 月 日

行田市長 (行田市教育委員会)

報告者

所在地 団体名 代表者 電話番号

印

年度の事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 指定管理業務の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 2 指定管理業務の実施状況及び利用状況
- 3 利用料金の収入実績
- 4 施設の管理に係る経費の収支状況

添付書類 指定管理業務に関し市長等が必要と認める書類

行田市体育施設等指定管理者指定取消等通知書

第号年月

様

行田市長 印 (行田市教育委員会 印)

指定管理者の取消し等について、次のとおり決定しましたので通知します。

指定管理者	名	称	
11 足官埕1	代表	者	

□ 指定管理者の指定の取消し

取消年月日	年 月 日
理 由	

□ 指定管理業務の停止

停止年月日	年 月 日
停 止 区 分	全 部 ・ 一 部
停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業務の範囲	
理 由	